９月議会　一般質問

公明党　曽田　聡

**・特定地域づくり事業協同組合について**

　中山間地域が抱える人口減少・人口流出に歯止めをかけるため、これまでも国・県・市町において様々な施策を推進して参りました。都市部から田舎暮らしにあこがれて、また夢を描いて移住してきたものの安定した仕事が得られず、夢半ばでその地から去らざるを得なくなった方も多くいます。

　そのような状況を打開しようと２０２０年6月、細田博之元官房長官が中心となった議員立法で「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づいて、「特定地域づくり事業協同組合」が日本各地で発足し始めました。

　移住を考え地方で仕事を探す人や、地元の若者を組合が職員として雇用し、事業者の需要に応じて季節ごとに異なる複数の仕事に派遣する仕組みで、都道府県知事の認定で、国と市町村が運営費の半額と職員一人当たり年間４００万円を上限に人件費の半額を支援する制度は、都市部から地方へ移住する人だけでなく、中山間地域を抱える地方自治体もメリットが多い。

　三方を海に囲まれ、県土の7割が中山間地域の本県において、都市部からＵＪＩターン希望者を受入れ、定着していただくチャンスだと思います。下関市豊北町、角島大橋の本土側でライフセービングクラブの運営、海を使ったアクティビティで新たなツーリズムを提供している代表から、「土地柄、海を主体にした仕事が収益の大半、６月から９月の４か月間は、猫の手も借りたいぐらい多忙になりますが、１０月から春先の寒く、海が荒れる時期は仕事が見込めない、２年前に古民家をリノベーションしてオープンさせたゲストハウスがわずかな支えとなっている」とおしゃっています。

　このように季節によって仕事の量に波がある地域や業態で通年、働ける環境を作るのが、「特定地域づくり事業協同組合」であります。９月１日現在、国が支援を決定した協同組合は１７組合、本年４月に本格始動した長崎県五島市の五島市地域づくり事業協同組合では、１月から４月は農産物加工・発送、５月から８月は市の特産物である椿関連商品製造、９月から１２月は水産物加工・発送と季節ごとに繁忙期を迎える農業、食品加工業など様々な仕事を組み合わせて通年勤務を実現することによって、「仕事さえあれば出たくない」「仕事さえあれば帰りたい」「仕事さえあれば住んでみたい」との若者や移住者らの声に応えられると思います。

　そこでお尋ねします。平成１８年、本県初の議員提案条例である「山口県中山間地域振興条例」に基づき、また平成２４年１１月議会で報告された「中山間地域振興対策特別委員会委員長報告」を受け、本県が抱える中山間地域の課題を解決するためには、その地域における生業を作ることが、喫緊の課題であると思います。特定地域づくり事業協同組合という新たな制度を活用して中山間地域の活性化、人口減少を食い止めるためにどのように取組まれるのか　県のご所見をお伺いします。

**・地域おこし協力隊について**

　２００９年度、隊員数８９名３１団体で始まった地域おこし協力隊は、２０２０年度、多少の増減があるものの隊員数５４６４名１０６５団体と増加しています。

総務省では、来年度予算概算要求に今年度予算の３倍に当たる４億５０００万円程度を計上する方向と発表されました。新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、都市部から地方への関心が高まり２０２４年度には、隊員数を８０００人まで増やす目標を掲げて、新たな隊員の掘り起しに向けたＰＲに力を入れるほか、隊員がなかなか集まらない自治体を支援するとしています。また、隊員の報償費や活動経費などへの特別交付税措置を１人当たり４７０万円から２０２２年度以降は４８０万円にする予定と隊員の待遇改善にも取り組みを強化しています。

２０２０年度、１，０６５自治体の中で地域おこし協力隊が多く活躍している自治体は、北海道東川町５０名、新潟県三条市４９名、熊本県高森町４２名、島根県海士町４０名と続いています。「ないものは、ない」宣言で有名な島根県海士町では、２０１９年度の２０名から一気に２０名増の４０名の地域おこし協力隊を雇用、人口約２３００人で人口減少が続く同町では、地域おこし協力隊は人手不足を補う上で大変重要です。この度の２０名増の主たる要因は、町が打ち出した就業体験移住制度「大人の島留学」。この制度を利用した大学生など１５名が海士町役場の仕事のサポートや海士町外貨創出プロジェクト、空き家の活用を起点とした海士町住宅魅力化プロジェクトなどに取り組み、「大人の島留学」を終えた後も、島と関わり続けてもらえることを目指しています。

山口県では９月１日現在、萩市２０名、長門市９名、美祢市８名、阿武町８名、山口市７名など、県内で７０名の地域おこし協力隊の方が活躍されています。全国各地から応募された隊員の方々は、不慣れな環境に当初、戸惑いもあったと活動レポートに綴られていますが、活動を開始し地域と触れ合う中、地域で応援してくる方が現れ、戸惑いもなくなったと結ばれています。

地域の農産品を加工し、今までなかった商品を開発し特産物を作って起業した隊員、地域の伝統と技能を継承し物産品を作って生業としたいとの思いが実った隊員、地域の資源を掘り起こし、今までになかった感覚で地域を盛り上げ、新たなツーリズムを作った隊員など、県内各地で地域おこし協力隊のＯＢ・ＯＧの方々が活躍し、その地域を元気してくれています。２０２０年９月末時点、協力隊卒業者は７７人、うち６２人が県内に定着して活躍しており、定住率は、全国トップクラスの８０％を超えています。

　そこでお尋ねします。地域おこし協力隊の募集から任期中のサポート、そして卒業・県内定着に至るまでどのように取組まれたか、そして今後更なる県内定住率アップにどのように取組まれるお考えか　県のご所見をお伺いします。

・補装具費支給制度について

　８月２４日から９月５日までの１３日間行われた、東京２０２０パラリンピックでは、数多くの感動の名場面が私たちの目に焼き付く中、閉会となりました。

　様々な障がいのあるトップアスリートたちが創意工夫を凝らして限界に挑むパラリンピック、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できるスポーツの祭典であると共に、共生社会を具現化するための重要なヒントが詰まっています。また、障がいのある方も健常の方も社会の中にあるバリアに気づき、暮らしやすい社会を創っていく発想の転換の必要性を気づかせてくれました。

　また、パラリンピックでは、アスリートを支える様々な補助器具や道具を目の当たりにすることは、大変興味深いものの一つであります。日々進化をつづける補助器具や道具は、アスリートの成績にも直接結びつくため、開発する側も使用する側のアスリートもその開発には、真剣勝負そのものです。競技の場面だけではなく、障がい者の日常生活を支える新製品・サービスへの応用も大いに期待されます。例えば、時代とともに進化を続ける補装具の一つ車いすは、パラリンピックでもテニス・バスケットボール・ラグビー・マラソン等で使用されたように様々な用途・目的に応じて開発されています。

　また、日常生活では介助者の助けを必要とする手押し型、バッテリーやモーターを搭載しない分、軽量で機動力はありますが、使用者の肉体的負担がある手動型、電気の力でアシストできるため使用者の負担が少なく、坂道でも楽に上ることのできる反面、重量があり機動力にかける電動型、そこで開発されたのが、電動アシスト式車いすは、手動型の機動性と電動型の使用者の肉体的負担の軽減を併せ持ち、手動型のように腕力を使ってタイヤを回して移動しますが、それを電気の力でサポートし、自身の体を動かしながらも楽に移動できるようになっています。

　厚生労働省が平成１８年１０月に施行された補装具費支給制度は、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理に要した費用の額を一定の要件に当てはめて支給するとされ、補装具種目の対象も１２回の改正を経て令和３年３月末現在１７分野７８項目になっています。

　申請に係る実施主体は、各市町になりますが県としても１／４の負担がありますので、各市町から申請されてきたものに責任を持つ必要があります。特に時代とともに進化し続ける補装具がその対象かどうか、また参入してくるメーカーが少ない業界でその性能、価格等に整合性があるかないか見極める必要があり、国の基準に沿った判定を適正に実施するとともに、国の基準が現在の補装具の水準に見合っていないのであれば、必要な見直しが行われるよう、現場の声をしっかりと国に届ける必要があるのではないでしょうか。

そこでお尋ねします。障がいのある方々が自立した日常生活を送るために様々な補装具が開発されていますし、またこれからも日々進化していくものと考えますが、県として補装具費支給について今後どのように取組まれるのか、ご所見をお伺いします。

**・街路樹の適正管理について**

１９８７年に日本の道１００選に選ばれた県道２０３号厳島早間田線いわゆるパークロードは、ケヤキやクスノキなどがランダムに植樹され四季折々の景観で県民から親しまれています。また、周南市の徳山駅から北へ延びる御幸通や岐山通も、クスノキやイチョウ、ヒマラヤシイダの街路樹が植えられる市民憩いの通りになっています。

このように美しい街路樹は街の魅力の一つになっています。全国的に有名な「杜の都」仙台市は、街路樹を行政の看板として使わない手はないと街路樹を活かした様々催しを企画し、街の活性化に取り組んでいます。夏は、緑陰を生かしてジャズフェスティバル、冬は光の都へと姿を変える「SENDAI光のページェント」は、定禅寺通のケヤキ１６０本に約６０万球もの電飾が施され、通りをあたたかく彩り、多くの観光客でにぎわいを創出しています。

また、街路樹には、二酸化炭素の吸収・雨水の流れの調整・木陰の提供・車道と歩道の分離など様々な効果があります。また、コンクリートやアスファルトだけで作られた無機質な道路に比べて、樹木があることで私たちに癒しを与える効果もあるといわれています。

国土技術政策総合研究所によれば、１９８７年に３７１万本であった街路樹の総本数は、２００２年に６７９万本となり、２０１７年では９万本減の６７０万本に、山口県では１９８７年３８，２８５本、２０１７年５４，３２１本となっています。

２００２年以降、総本数は、ほぼ横ばいで推移していますが、１９８７年を境に全国的に緑を増やそうとの取組みが見て取れます。そのような状況の中で、街路樹の良い面ばかりではなく、様々課題も出てきています。夏は生い茂る葉で緑陰を提供し、秋には美しい紅葉で私たちの目を楽しませてくれる木々も秋の落葉時期を迎えると落ち葉で歩道や車道は滑りやすくなり、毎日落ち葉を清掃しなければならない為、地域の住民から苦情の声も届いています。また、道路の付属物と位置付けられる街路樹が、車両の通行の妨げになってはならず、信号機や標識が見づらいと私たちの目の届く範囲での苦情、目の届かない地下でも、樹木の根が太くなり歩道の縁石や舗装を持ち上げ、歩道がでこぼこになる根上がりも発生し、街の景観を損なうとともに、車いすを利用される方やご高齢の方々から苦情が届いています。そして近年の気候変動による台風の大型化など風水害で老朽化した高木な街路樹が倒木する被害も増加しています。

多くの自治体では、街路樹を適正に育成するための剪定にかかる費用の確保に苦労される中、樹木の伐採や樹木の育成を阻害する強剪定なども行われています。強剪定は、景観を損なうだけでなく、光合成も低下し、樹勢の低下を招いています。

そこでお尋ねします。四半世紀前の社会状況からの変化の中、街路樹の適正管理について県では今後どのように取組まれるのか　ご所見をお伺いします。

・小・中学校事務のデジタル化について

教育現場のＩＣＴ化・デジタル化といえば、児童・生徒への教育環境整備に目を向けられ、予算もつきやすい昨今でありますが、この度は、小・中学校事務のデジタル化についてお尋ねいたします。

ＯＥＣＤが２０１８年に実施した国際教員指導環境調査によれば、日本の教員の１週間当たりの仕事時間は、小学校５４．４時間、中学校５６時間といずれも最長でありました。その多くは、事務作業に多くの時間が費やされ、本来の児童・生徒に対する教育力を高める職能開発などの時間は、最も少なかった。

全国連合小学校長会は、令和２年度研究紀要のまとめの中で、小学校教育の改善・充実に向けた教育課程の編成・実施や学校運営などで特に重視すべきことを尋ねる質問において、教員の多忙解消のため校務改善へ取組との回答がもっとも多かった。また、全国公立学校教頭会が令和２年度に全国調査した中で、校務の効率化、ヒューマンエラーの減少、子供と向き合う時間の確保や教員の負担感の軽減に大きな効果をもたらす校務支援システムの導入は、積極的に推進することを要望しています。

文部科学省では、教員の長時間勤務を解消し、教育の質の維持向上を図るための具体的な解決策の１つとして、統合型校務支援システムの導入により、業務の効率化などを図ることが必要であるとされています。

山口県教育委員会では、令和３年度の予算の内、ＩＣＴを活用した先進的教育推進事業において全県立高校への統合型校務支援システムの前倒し導入そして小・中学校、県立特別支援学校への「統合型校務支援システム」の導入に向けた検討・支援を掲げています。

現段階、県内の多くの小中学校では、通知表や指導要録を作成するための校務支援ツールを導入されていますが、これは文部科学省が統合型校務支援システムの導入のための手引きなどで示している保健系や学校事務系を含めた４系統の統合型校務支援システムではありません。

また、旅費請求手続きも申請者の先生から上がってきた書類をもとに小・中学校事務ネットワークシステムに事務職員が入力するという、何とも昭和的な運用が令和の時代においてもなされています。

国において行政分野でのデジタル化が推進される中、学校・教育現場もＩＣＴ化・デジタル化を積極的に進めていく必要があります。

そのような中、独自に開発した学校事務システムを県教委の小・中学校事務ネットワークシステムへ接続する検討が進められている市町もあると聞いており、このような取組が進んでいけば、教職員の服務にかかわるデジタル化に大きく寄与するものと考えます。

また、山口県でも全庁挙げて押印廃止、見直しが図られる中学校事務においても押印をなくした様式が示されておりますが、押印から署名やチェックに代わっただけで、デジタル化には程遠いと思います。

そこでお尋ねします。デジタル化による小・中学校事務の負担軽減に向け、県教委はその支援にどのように取組まれるお考えか、教育長にご所見をお伺いします。

・ストーカー防犯対策について

本年８月２６日に全面施行された改正ストーカー規制法は、恋愛感情や、それが満たされなかった恨みから、つきまといなどを繰り返すストーカー被害に苦しむ方々にとって、大変力強い改正内容となりました。

今回で３度目となる法改正は、ＩＴ技術の発達に伴い、巧妙化するつきまといの手口を封じるのが目的で、ストーカーへの取り締まり強化へ、公明党が推進してまいりました。

改正に向けて昨年８月、山本香苗参議院議員が座長を務める公明党のストーカー・ＤＶ・性暴力等対策推進プロジェクトチームが、警察庁に対し、有識者の意見を聞く場を設けるよう要請し、これを受けて発足した有識者検討会が本年１月に報告書を取りまとめ、今回の法改正に繋がりました。

具体的には、６月１５日に見張り等の対象場所の拡大そして電話、ＦＡＸ、電子メール、ＳＮＳに加え、拒まれたにもかかわらず、『文書』を連続して送付する行為を追加し、８月２６日には、相手の車などに無断でＧＰＳ機器を取り付ける行為を取り締まりの対象に追加されました。相手のスマートフォンに無断でインストールしたアプリを悪用した位置情報の取得も禁じています。

警察庁によると、昨年の同法違反による摘発は９８５件と１０年前の４倍になりました。最近では、ＧＰＳを悪用した手口も目立ってきています。

しかしＧＰＳ悪用については、最高裁が昨年７月、「見張り」に当たらないと違法性を否定したことから、ＧＰＳ悪用を取り締まり対象として明確に位置付ける法改正が求められていました。

ストーカーやＤＶ、セクハラ、パワハラといったハラスメント問題の解決・再発の防止に取組まれているＮＰＯ法人ヒューマニティの小早川明子理事長は、「２０年以上、ストーカー被害の相談を受けてきましたが、１０年ほど前からＧＰＳなどを悪用した付きまといが見受けられるようになりました。相手の車にＧＰＳ機器を取り付けた人に注意をしても「何で法律違反なんだ」と開き直られたこともあります。また、若い人の間ではアプリを利用して互いの位置情報を知り合うことは広く行われており、ストーカー被害につながってしまう危険性を感じていました」と話されています。

山口県におけるストーカー事案の対応状況は本年８月末現在、ストーカー相談１９９件、行為者への指導警告１０８件、ストーカー規制法に係る警告３件、禁止命令１１件、検挙４件、援助１５９件、他法令検挙１１件、精神医学的治療３件とお聞きしています。このように本県でも多くの方々がストーカーの被害に遭い、制約された日々の暮らしから解放し、のびのびと生活できるよう法律の“抜け穴”になっていた手口に早急に対応することが求められていました。

そこでお尋ねします。今回の法改正により、今まではストーカー行為として捉えられなかった、そして罰することができなかった行為に対してフォローができるよう改正をされています。

ストーカー行為は、次第にエスカレートして凶悪な犯罪に発展するおそれのある行為、今回の法改正を踏まえて、県警察として県民が不安を覚えるストーカー犯罪を抑止・検挙していくために今後どのように対応されるのか　県警本部長にご所見をお伺いします。